

民活事業報告書（平成24年度）

事業名：多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）
整備等事業

病院経営本部サービス推進部

第1 事業概要

本事業は、「都立病院改革マスタープラン」及び「都立病院改革実行プログラム」に基づき、府中病院を「多摩広域基幹病院（仮称）」として、また、八王子小児病院、清瀬小児病院、梅ヶ丘病院を「小児総合医療センター（仮称）」に再編整備し、運営するものである。

事業方式は、事業者が、施設を建設（Build）し、その施設の所有権を都に移管（Transfer）した後、その施設において都の求めるサービスを提供（Operate）するBTO方式により実施する。

1 事業場所

東京都府中市武蔵台二丁目8番地の4ほか

2 事業者

多摩医療PFI株式会社

3 事業内容

ア サービスプロバイダー業務

イ 診療技術支援業務

- (7) 検体検査業務
- (1) 食事の提供業務
- (9) 医療作業業務
- (1) 医療機器の管理・保守点検業務
- (4) 患者等の搬送業務

ウ 物品管理関連業務

- (7) 物品管理業務
- (1) 滅菌消毒業務
- (9) 洗濯業務

エ 調達関連業務

- (7) 医療器械及び一般備品
- (1) 薬品

- (ウ) 診療材料及びその他備消耗品
- オ 情報管理関連業務
 - (ア) 診療情報管理業務
 - (イ) 医療事務業務
 - (ウ) 一般管理支援業務
- カ 病院施設等の建設業務（以下カ(ア)～(ク)の業務を総称して「建設」という。）
 - (ア) 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
 - (イ) 施設の設計及びその関連業務（許認可手続き等）
 - (ウ) 施設の建築・土木工事及びその関連業務
 - (エ) 周辺影響調査、対策業務
 - (オ) 電波障害調査、対策業務
 - (カ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
 - (キ) 工事監理業務
 - (ク) 建設工事に伴う各種申請業務
- キ 施設等維持管理業務
 - (ア) 清掃業務
 - (イ) 施設メンテナンス業務
 - (ウ) 保安警備業務
- ク その他業務
 - (ア) 利便施設運営業務（売店・レストラン・理美容店等）

4 事業期間

平成18年8月30日から平成37年3月31日まで

第2 事業実施状況

平成24年度は、前年度に引き続き患者数の増による業務量の拡大が見込まれる中で、事業者は、委託業務統括機能においては業務の質の維持・向上と効率化及びリスク対応体制の確立を重点事項とし、経営支援機能においては病院経営上の課題解決支援を重要課題として事業を実施した。

業務の質の維持・向上の取組としては、これまで行っていた現場での巡回モニタリングについて、プレミーティングの開催により病院指摘事項やサービスデスクの情報からモニタリング事項を抽出し、密度の高い巡回を行うようになった。

また、BPR推進の取組として、業務効率化PTを設置して改善すべき業務の抽出を行い、サービスの向上と効率化を図るため、25年度に受付業務の一部について協力企業の分担を変更することとした。

リスク対応体制の確立に向けた取組としては、サービスデスクに集約されたインシデント等のレベル付けを行い、重要度の高い案件を解決までフォローするとともに、定期的に病院へ報告する仕組みを構築した。

経営支援については、多摩総合医療センターにおいては、DPC分析を踏まえた経営指標の提供等を行い、病院とともに、課題である増収率の向上を推進した結果、対出来高増収率約3%までに至った。

さらに、診療実績のベンチマーク比較により病院の強み/弱みやポジショニングを明確化し、病院幹部職員に情報提供を行った。

また、小児総合医療センターにおいては、DPC対象病院への移行支援として、DPCデータの分析等により、移行に当たって事前に解決すべき課題を示した。

このほか、病院に親しみを覚えてもらい、病気や治療に対する不安の軽減を図るための子供向け病院ホームページの新設に当たり、作成の支援を行った。

災害対策の促進に向けた取組としては、協力企業も含めた事業者職員の安否確認システムを構築し、3月に安否確認訓練を実施したほか、非常時のための備蓄を行った。

第3 モニタリングの実施状況

1 モニタリングの仕組み

本事業におけるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングと、その結果を受けて都が行うモニタリングによって構成される。

事業者は、セルフモニタリングにより、協力企業が提供するサービスにおいて業務要求水準未達事象が発生していないことの確認を行い、不具合が発生した場合には速やかな回復や再発防止に努めるとともに、セルフモニタリングをPDCAサイクルのツールとして活用し、業務改善に取り組む。

都は、事業者からセルフモニタリング結果の報告を受け、毎月開催するモニタリング委員会において業務履行状況の確認及び評価を行い、その結果を事業者に通知する。

2 セルフモニタリングの実施状況

事業者によるセルフモニタリングについては、前述のとおり事業者による巡回モニタリングの実施に先立ってミーティングを行い、あらかじめ問題点を抽出した上で巡回を実施するなど、セルフモニタリングの精度を高め、課題の早期把握に取り組んだ。

3 モニタリングの結果

多摩総合医療センター及び小児総合医療センターそれぞれで、2業務に対し、モニ

タリングによりペナルティポイント[※]を付したが、業務の速やかな改善が図られ同様の不具合が発生しなかったことからサービス対価の減額は行わず、事業者に対しては、今後とも業務の質の向上に努めるよう求めた。

その他の業務については、モニタリングにおいて不具合の指摘を受けることがなく、業務要求水準を満たすサービスが提供された。

[※] ペナルティポイント：要求水準を満たしていることが確認できなかったモニタリング項目の点数に基づいて、業務毎・月単位で付与するもの。業務毎の連続する3か月間の累計が5ポイント以上となった場合、サービス対価減額となりうる。

第4 事業者の財務状況

事業者の財務状況等については、事業契約に基づき、事業期間の終了に至るまで、各事業年度終了後、事業者が会計監査人の監査済財務書類等を都に提出し、都に対して監査報告を行うこととしている。

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 3,794,095】	【流動負債】	【 3,365,495】
現金及び預金	70,682	運營業務未払金	3,074,160
施設整備事業未収入金	5,000	一年内返済長期借入金	85,000
開設支援業務未収入金	611,897	リース債務	36,449
運營業務未収入金	1,961,205	未払金	134,032
商品	211,883	未払法人税等	34,852
預け金	905,485	預り金	1,002
前払費用	16,338	【固定負債】	【 58,270】
未収入金	11,604	リース債務	58,270
【固定資産】	【 132,807】		
(有形固定資産)	(105,399)	負債合計	3,423,765
建物	40,995	純資産の部	
備品	2,172	【株主資本】	【 503,136】
リース資産	62,233	資本金	500,000
(無形固定資産)	(26,381)	(利益剰余金)	(3,136)
ソフトウェア	3,528	<その他利益剰余金>	< 3,136>
リース資産	22,853	繰越利益剰余金	3,136
(投資その他の資産)	(1,026)		
長期前払費用	1,026	純資産合計	503,136
資産合計	3,926,901	負債及び純資産合計	3,926,901

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示している。

損 益 計 算 書

自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目		金 額	
【売上高】			10,248,690
【売上原価】			10,107,010
	売上総利益		141,680
【販売費及び一般管理費】			14,518
	営業利益		127,162
【営業外収益】			
受取利息		3,061	
雑収入		16,251	19,312
【営業外費用】			
支払利息		7,721	
雑損失		1	7,722
	経常利益		138,751
	税引前当期純利益		138,751
	法人税、住民税及び事業税		33,201
	当期純利益		105,550

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示している。

第5 評価

1 事業の履行状況に対する評価

平成24年度においては、「第2 事業実施状況」に述べたとおり、モニタリングにおける課題の早期把握や業務運用方法の見直しといった柔軟な対応など、事業者が委託業務統括機能の重点事項・経営支援機能の重要課題として掲げた事項について、おおむね計画に沿って取り組んだ。

経営支援については、平成24年度に導入した原価計算システムの本稼動に向けて、更なる取組を求める。

各業務については、第3の「3 モニタリング結果」のとおり、2病院で計4業務に対してペナルティポイントが付されたが、事業者及び協力企業が改善に取り組んだ結果、同一業務に対して連続して付されることはなく、業務の質の維持・回復により業務要求水準をほぼ達成し、おおむね適切に履行されたと評価できる。今後は、巡回モニタリングの充実など事業者によるセルフモニタリングの精度向上により、不具合事象発生を未然に防止していくことを期待する。

2 事業者の財務状況に対する評価

事業契約書第80条に基づいて、事業者から提出された財務書類は、会計監査人により、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査がなされ、その結果として適正に表示されているものとして認められたものであることを確認した。

また、損益計算書において当期純利益 105,550 千円が計上され、累積損失を解消しており、引き続き安定的な経営を維持するよう求めている。貸借対照表においては、正味運転資本（流動資産－流動負債）がプラスであることから、事業者による継続的なサービスの提供が可能な財務状況であることを確認した。

以上のことから、平成25年3月31日の時点においては事業者の経営状況は健全なものと認める。